○防衛省告示第二百四十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　長野市篠ノ井塩崎字東谷一八番一地先から同市篠ノ井塩崎字立町三八三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月二十四日

○関東地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　東京都江東区新木場四丁目六番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月二十四日

○北海道開発局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日　北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

江別市江別太七〇八番二から同市豊幌一四番一まで　前　四三・〇〇～一二九・五〇〇（メートル）　〇・二七六（キロメートル）

後　四九・〇〇～一二九・五〇〇　〇・二七六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十四日　北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

石狩市厚田小谷三〇番から同市厚田小谷六番三まで　前　二四・〇〇～一〇五・〇〇（メートル）　一・四七〇（キロメートル）

後　二四・〇〇～一七七・〇〇　一・四七〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部